## 議員提出第36号議案

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する 条例の件

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和4年6月13日提出

提出者 神戸市会議員

安	井	俊	彦	安	達	和	彦	守	屋	隆	司
村	野	誠	_	坊	池		正	平	井	真日	子子
Щ	口	由	美	河南	有 た	こだな	ロず	LÈ	o < 1	こ高力	京郎
山 -	下 て	こんも	せい	五	島	大	亮	植	中	雅	子
岡	田	ゆう	うじ	吉	田	健	吾	上	畠	寛	弘
平	野	達	司	岡	村	正	之	大	野	陽	平
吉	田	謙	治	大	澤	和	士	北	Ш	道	夫
壬	生		潤	藤	本	浩	<u> </u>	沖	久	正	留
菅	野	吉	記	軒	原	順	子	堂	下	豊	史
髙	瀬	勝	也	徳	山	敏	子	門	田	まり	りみ
池日	日りん	したる	<b>う</b> う	よこ	こはた	<b>三</b>	口幸	伊	藤	め <	゛み
たた	こびき	Ś	岡川	Þ	0)	خ ح	うじ	カュ	じ	幸	夫
前	島	浩	_	諫	Щ	大	介	大夫	‡	こして	トろ
Ш	内	清	尚	松才	z l	ノゆう	うじ	上	原	みた	よみ
村	上	<u> </u>	真								

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例の一部を改正する 条例

神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例(平成14年10月条例第 30号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は 太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)につ いては、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

	改正後	改正前				
(議員	(の定数)	(議員の定数)				
第1条	地方自治法(昭和22年法律第	第1条	地方自治法(昭和22年法律等			
67号)	第91条第1項の規定により、	67号)	第91条第1項の規定により、			

(各選挙区において選挙すべき議員 の数)

神戸市会の議員の定数は、65人とす

る。

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第 100号)第15条第8項の規定により、 各選挙区において選挙すべき議員の 数は、次のとおりとする。

> 選挙区 議員数 東 灘 区 9 人 灘 X. 6 人 6 人 中 央 区 兵 5 人 庫 区 北区 9 人 長 4 人 田 区 7 人 須 磨 X 垂 水 区 9 人 区 西 10人

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により、神戸市会の議員の定数は、69人とする。

(各選挙区において選挙すべき議員 の数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第 100号)第15条第8項の規定により、 各選挙区において選挙すべき議員の 数は、次のとおりとする。

追	選挙 🛭	<u> </u>	議員数
<u>東</u>	灘	区	10人
灘		区	6 人
中	央	区	6 人
兵	庫	区	5 人
北		区	10人
長	田	区	4 人
須	磨	区	7 人
<u>垂</u>	水	区	10人
西		区	11人

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の神戸市会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する 条例の規定は、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙 から適用し、当該一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示され る選挙については、なお従前の例による。

理由

神戸市会議員の定数等を変更するに当たり、条例を改正する必要があるため。